

令和7年度省エネ家電購入支援事業業務委託企画提案仕様書

本仕様書は、沖縄県（以下「県」という。）が行う省エネ家電購入支援事業の実施に関する業務（以下「本業務」という。）を委託するにあたり、その仕様等に関し必要な事項を定めるものである。

1 趣旨

省エネ性能の高い家電の購入に対する支援を行うことにより、二酸化炭素の削減による地球温暖化対策に資するとともに、家庭における電気料金負担の軽減に資する。

具体的には、県民が省エネ性能の高い家電を購入した際に、基準に応じてポイント等（キャッシュレスポイント又は商品券等）を交付する。また、県内に本店を有する販売店（中小企業者等）での購入に対してはポイント等の付与を2倍にすることで販売側とポイント利用による消費喚起の両面から地域振興に寄与する。

2 委託業務名

令和7年度省エネ家電購入支援事業業務委託

3 企画提案に係る見積上限額

見積上限額 410,612,000円（消費税、非課税の交付原資など一切を含む）

- ・本見積額は、企画提案のために示した金額であり、契約金額ではない。
- ・交付原資は、下限「294,845千円」、上限「見積総額の80%」の範囲内で計上すること。
- ・一般管理費は、当該業務を行うために必要な経費であり、当該業務に要した経費として特定・抽出が難しいものとし、次の計算式により算出し計上すること。
(直接人件費+直接経費（交付原資除く）-再委託費）×10%以内

4 委託期間

契約締結の日から令和9年3月1日（月）までとする。

5 委託業務の内容

以下の仕様に基づき本事業に係る業務を行うこと。なお、本仕様を基本とするが、事業趣旨に沿った、沖縄県の状況を踏まえた事業の効果的・効率的な実施に資する業務・取組等がある場合は、企画提案を行うこと。最終的な実施内容については、企画提案内容を踏まえ県と受託者が協議のうえ決定する。

（1）事業概要

ア 概要

実施期間中、事業対象家電等販売店（以下「対象店」という。）においてウの図表に定める基準（省エネ基準達成率100%以上）を満たす製品を購入した者に対し、購入品目等に応じたポイント等を交付する。

イ 対象者

沖縄県民（沖縄県に居住する者）

ウ 対象品目及び能力・容量並びに対象基準及びポイント付与額

図表のとおりとする。なお、本仕様書4（7）アで定める地域協力店から購入した場合、ポイント付与額を標準ポイント付与額の2倍とする。

【図表】

	省エネ性能	能力・容量	ポイント交付額	
			通常店	地域協力店
エアコン	 2027年度 省エネ基準達成	2.2kW 以下	20,000	40,000
		2.5～ 2.8kW	25,000	50,000
		3.6kW 以上	30,000	60,000
冷蔵庫	 2021年度 省エネ基準達成	150～350L	5,000	10,000
		351～450L	10,000	20,000
		451L 以上	20,000	40,000
テレビ	 2026年度 省エネ基準達成	40V～49V	5,000	10,000
		50V 以上	10,000	20,000

（2）事業の実施期間

以下を基本とし、委託契約締結後、県と受託者の協議により決定するものとする。

なお、ポイント等交付申請受付期間については、交付原資の上限に達した時点で期限を待たずして終了することとする。

ア 対象店の登録期間

令和8年2月中旬から令和8年6月30日まで

イ 購入対象期間

令和8年3月13日から令和9年1月15日まで

ウ ポイント等交付申請受付期間

令和8年3月13日から令和9年1月31日まで

エ ポイント等交付期間

令和8年3月13日から令和9年2月14日まで

(3) 事務局の設置

受託者において、以下のア～ウに基づき事務局を沖縄県内に設置し、事業の実施に必要な人員、設備等を配備の上、業務の運営や県との連絡調整を行うこと。

ア 事務局は、受託者が確保する場所において設置すること。

イ 事務局に、業務全体を統括するための統括責任者を置くこと。

ウ 統括責任者は、業務執行に必要な要員を確実に手配・確保すること。

(4) 専用ウェブサイトの設置及び維持・管理

ア 事業に係る専用ウェブサイトの設置

次の内容・機能を有する専用ウェブサイトを設置し、委託業務が終了するまでの間、適切に維持・管理すること。

(a) 専用ウェブサイトの内容

① 県民（購入検討者）向け

- ・事業内容の告知
- ・地球温暖化の状況、対策の必要性を伝える内容
- ・省エネ家電導入のメリットを伝える内容
- ・対象店リストの閲覧
- ・ポイント付与対象製品リスト（1週間に1度程度、最新情報に更新すること）
- ・質問事項の受付、F A Qの掲載
- ・ポイントの交付状況（執行率）を伝える内容
- ・県が指定する情報へのリンク

② 家電を購入した県民向け

- ・ポイント交付申請受付
- ・申請方法（手順等の説明）

③ 対象店向け

- ・事業概要（実施スキーム）
- ・参加登録申請受付
- ・質問事項の受付、F A Qの掲載
- ・チラシデータや販促ツール（省エネ効果等の説明用）等のダウンロードページ

(b) 専用ウェブサイトの要件

- ・県民、対象店が閲覧及び操作しやすいものとすること。
- ・幅広い層のアクセス機会を確保するため、スマートフォン等の画面表示に対応可能なレスポンシブデザインとすること。
- ・Windows、MacOS、iOS、Android の OS に対応する主要なブラウザ (MicrosoftEdge、GoogleChrome、FireFox、Safari 等) で閲覧可能であること。
- ・個人情報を取り扱うことから、システムのセキュリティ対策については、最新の情報を基にウイルス対策やファイアウォール等の万全の対策を実施すること。
- ・専用ウェブサイトの作成にあたっては、構成・デザイン等の案を県に提出の上、県と協議して内容を決定すること。
- ・「沖縄県アクセシビリティガイドライン」に準拠すること。

イ 県管理用画面の設置

- (a) 県が随時のポイント交付状況が確認できる県管理用画面を用意し、日別、店舗別、品目別、ポイント等種類別等の区分ごとに最新のポイント交付件数・交付額が確認できるようにすること。
- (b) 県管理用画面は、県担当者以外の者が閲覧できないようにすること。

ウ ドメイン・SSL 証明書取得及びサーバ環境構築

- (a) ドメイン及びSSL 証明書を取得すること。なお、ドメインの使用については、県ドメイン (lg.jp) の使用も可とするが、事前に県と協議すること。また、取得したドメインは、本業務終了後も継続使用ができることを前提とし、ウェブサイト閉鎖後も一定期間（1年以上）第三者が利用できない措置を取るなど、なりすまし等悪意のある第三者の利用を防ぐこと。
- (b) 専用ウェブサイト公開サーバの構築
 - ①受託者およびサーバが設置されるデータセンター運営業者は、共に情報セキュリティマネジメントシステム (ISO/IEC 27001) を認証取得していること。
 - ②サーバに脆弱性が発見された場合、必要に応じ速やかにアップデートが行われる環境を整えること。
 - ③サーバが設置されるデータセンターは、耐震や空調設備、電源設備、入退室管理といった設備を整えていること。

エ 専用ウェブサイト保守管理

受託者は、専用ウェブサイト運用開始後、インターネット上で情報提供を行うために整備した環境の保守管理を行うこと。その際には以下の点に留意すること。

- (a) システムの保守及び運用やトラブル発生時の対応、インターネット上の通信の暗号化（サイトの常時 SSL 化）など、システムが安定稼働するように体制を整え、定期的（月 1 回）に保守を行うこと。

- (b) 常に最適な環境で利用できるよう、発見されたバグ等については適宜修正作業を行うこと。
- (c) システムへの不正アクセス又はセキュリティ侵害が発生した場合は、速やかに回復作業を行うとともに、県に報告すること。
- (d) 運用保守に関する問い合わせについては、午前9時から午後5時までの対応とすること（土日祝日を除く）。
- (e) 運用で発生する通信料及び使用料等については全て当契約に含めること。
- (f) アクセスログについては、3ヶ月以上保管すること。また、攻撃の予兆がないかアクセスログを月に1回以上調査し報告を行うこと。
- (g) データについては、サーバ上に毎日バックアップを行い、10日分を保管すること。
- (h) 定期的保守の報告書を毎月提出すること。

オ 秘密保持等

- (a) プライバシーマークの認定を受けていること。
- (b) 本事業の実施において、沖縄県の個人情報保護制度及びセキュリティポリシーに従うこと。
- (c) 全ての作業において、本業務に係るデータ及び専用ウェブサイトの取扱いには細心の注意をもって管理すること。また県が指示する場所以外へデータ等を持ち出す場合は、県の許可を得ること。
- (d) 本業務の処理上知り得た情報を第三者に開示又は漏洩しないこと。また、そのために必要な措置を講じること。
- (e) 県及び受託者は、相互に本契約の履行過程において知り得た相手方の機密を他に漏洩せず、また本契約の目的の範囲を超えて利用しないものとする。
ただし、県が法令等、官公署の要求、その他公益的見地に基づいて、必要最小限の範囲で開示する場合を除く。

（5）コールセンターの設置及び運営

本事業に関する各種問合わせに電話及び電子メール等で対応するコールセンターを沖縄県内に設置し、その運営を行うこと。なお、コールセンターについての基本的事項は以下のとおりとすること。

ア コールセンターの開設期間

次の(a)、(b)の期間中の午前10時から午後6時までとする。（年末年始も稼働）

- (a) 対象店向けコールセンター
対象店の募集開始から令和9年1月下旬まで
- (b) 利用者向けコールセンター
キャンペーンの告知開始から令和9年2月下旬まで

イ 共通事項

- (a) コールセンターの運営に必要な電話設備等の一切については受託者が用意すること。
- (b) 頻出する問合せ事項については、FAQとしてまとめ、専用ウェブサイト上に掲載すること。
- (c) FAQの内容は、随時更新することとし、内容について事前に県の承認を得ること。

(6) 事業に係る広報

県民向けに本キャンペーンを周知、参加を促すとともに、店舗向けに協力店参加登録を促す広報活動を、以下を基本として実施すること。

(県民向け広報)

- ア 本キャンペーンを県民に広く周知するための、各種マスメディアを活用した広報を行うこと。
- イ 省エネ家電の購入やキャンペーンへの応募を促す広報を行うこと。
- ウ プロモーション効果の最適化を念頭に、媒体の選択、発信内容、回数等を工夫すること。

(店舗向け広報)

- エ 沖縄県内の家電小売販売店向けに広く周知を行い、参加登録を促すこと。

(共通)

- オ 実施に必要な経費は、委託料の範囲内で対応すること。
- カ 広報スケジュール（時期、媒体、規模等）を作成すること。

(7) 対象店の募集及び登録等

ア 要件

次の(a)から(f)の基本要件を満たす者から申請があった場合は、対象店として登録することとする。このうち、(g)の要件を満たす者は地域協力店として登録することができる。なお、登録申請は原則、専用ウェブサイトからのオンライン申請とする。

【基本要件】

- (a) 沖縄県内に実店舗を有し、個人向けに家電製品の小売販売を行う事業者であること。
(通信販売のみを行う事業者を除く。)
- (b) 対象製品に統一省エネラベルを表示し、顧客の生活環境等に応じた家電製品の選び方等についてアドバイスを行うとともに、省エネ性能等について適切に説明できること。
- (c) 事業の実施に必要な手続き（店頭等へのキャンペーンポスター掲出、自社チラシ等へのキャンペーン表示、本人確認・設置場所の確認、申請補助、助言等）を行うこと。

- (d) 事業に関して不正が疑われる状況等を認知した場合には、速やかに事務局に報告すること。
- (e) キャンペーンの実施に関する法令・条例等（家電リサイクル法等）を遵守すること。
- (f) 完了後に行う店舗向けアンケートに回答すること。

【地域協力店要件】

- (g) 沖縄県内に本店を有する中小企業者（沖縄県内に住所を有する個人事業主を含む）とする。

イ 対象店の登録申請受付、公表

- (a) 専用ウェブサイトから申請を受け付け、要件を満たす店舗等を対象店として登録するとともに、対象店のリストを専用ウェブサイトへの掲載等により周知すること。
- (b) 対象店のリストについては、一般店と地域協力店の判別ができるように加え、市町村単位で整理する等、利用者が閲覧しやすいものとするよう工夫すること。

ウ 対象店への印刷物等の送付

- 対象店の登録後、速やかに(a)～(c)の印刷物等を送付すること。
- (a) キャンペーンの趣旨及び内容並びに対象店において必要な処理等を説明するマニュアル
 - (b) 対象製品購入者がポイント等の交付を申請する際に必要な固有番号を付したチケット（以下「ポイント交付用チケット」という。）
 - (c) キャンペーン用ポスター、チラシ等の販促物

エ 対象店向けの説明会等の実施

対象店に対して、事業概要、依頼事項などに関する説明会等を実施すること。対面・オンライン開催のいずれの方法も可とする。

オ 対象店の登録取消し

次のいずれかに該当する対象店があることが判明した場合は、速やかに県に報告し、県が指示した場合は対象店の登録を取り消すものとする。

- (a) 法令、条例等に違反している場合
- (b) 登録申請において虚偽の内容があることが判明した場合
- (c) その他、事務局が対象店として不適当と認めた場合

（8） 利用者へのキャッシュレスポイント等交付

ア 対象製品リストの作成・更新

- (a) 受託者は、専用ウェブサイトに対象製品リストを掲載し、1週間に1回以上の頻度で当該リストを最新情報に更新すること。
- (b) 対象製品リストの更新にあたっては、「省エネ型製品情報サイト <https://seihinjyoho.go.jp>」の省エネ性能カタログ電子版に掲載されている製品のうち、県が設定する条件に該当する製品を抽出すること。

イ ポイント等の種類

沖縄県におけるキャッシュレスポイントの利用状況を踏まえキャッシュレスポイント5種類以上及び商品券等を1種類以上選択できるようにすること。なお、利用者が付与されたポイントをキャッシュレスポイント等に交換する際、等価交換ではない場合は、換算率等を示すこと。

ウ ポイント等交付に係る手続

- ・ポイント等の交付申請手続は、専用ウェブサイトからのオンライン申請とすること。
- ・申請方法の決定に当たっては、不正な申請を防ぐための措置を講じるとともに、事業の趣旨を踏まえ、利用者にとってできる限り簡単かつ分かりやすい方法とすること。

(a) ポイント等交付の流れ

- ①対象店は、対象製品購入者に、身分証明書の提示により購入者の住所・設置場所を確認したうえで、ポイント交付用チケットを交付
- ②購入者がパソコン、スマートフォン等から専用サイトにアクセスし、必要情報を入力
- ③適正に申請された場合、事務局から受付完了メール等を送信（受付番号を付番）
- ④事務局において申請データの内容を審査
- ⑤申請内容が適当と認められる場合は、ポイント等の交換に必要なクーポンコード等を購入者に電子メール等にて送信（商品券等を選択した場合は郵送）

(b) 申請時に入力・添付を求める項目

申請時及びポイント付与時に入力を求める次の項目について、申請フォームを作成すること。なお、キャンペーン開始前に①～④の項目以外の必要が生じた場合は、県と受託者との協議により項目を追加又は削除することができるとしている。

【申請時に入力・添付を求める項目】

- (※) については、プルダウン等による選択式とすること。

①申請者情報

氏名、フリガナ、年代（※）、住所、電話番号、メールアドレス

②購入情報

ポイント交付申請用チケットの固有番号、対象製品購入日（※）、購入品目（※）、
購入製品型番

③添付資料

購入した対象製品の領収書又はレシート、メーカー発行の保証書、設置に係る証明書（取付工事注文書・配送注文書等）又は誓約書（設置場所に関して誓約、店舗・購入者が署名した書類）

④アンケート

本キャンペーン等に関するアンケート（設問は事前に県の承認を得ること。）

（c）郵送での申請、代理申請

- ①インターネットを利用できない購入者向けに、郵送での申請も可とすること。
- ②購入者の求めに応じて、購入店舗によるオンライン代理申請を可とすること。

エ ポイント等交付申請に係る審査

受託者は、対象製品購入者からポイント等の交付申請があったときは、申請データに係る入力内容及び添付書類に基づき、以下の審査を行うこと。

- （a）必要項目（添付書類含む）に不足がないこと
- （b）申請台数が上限（1人当たりエアコン2台、冷蔵庫1台、テレビ1台）を超えていないこと。
- （c）購入品が対象製品であること
- （d）購入日が対象期間内であること
- （e）購入店舗が対象店であること

オ ポイント等の交付

審査の結果、適当と認めるものについては、有効な申請があった日から起算しておよそ2～4週間以内に、申請者に対し、ポイントの交換に必要となるクーポンコード等又は商品券等を交付すること。

なお、申請内容や添付書類に不備がある等の場合には、申請者に確認の上、入力内容の修正や添付書類の追加提出を求める等の対応を行うこと。ただし、ポイント等の交付が不適と認められる申請については、申請者に対し、審査の結果、ポイントが付与できないこと及びその理由について、電子メール等により通知すること。

カ ポイント交付終了間際の対応

オンライン申請と郵送申請で申請受理に差異がでることを考慮し、申請期限間際又は早期終了が見込まれる場合は、交付決定を抽せんにするなど交付、不交付の決定に不公平がないように対応すること。

キ ポイント等交付結果報告書

ポイント等付与期間終了後速やかに、申請及びポイント等交付状況について集計した報告書を県に提出すること。

(9) スケジュール

事業実施に係るスケジュールの概要は以下のとおりとする。なお、詳細の日程は、県と受託者が協議の上、決定する。

- ・1月下旬 委託契約締結
- ・2月中旬 対象店募集開始
- ・3月13日 ポイント等交付申請、購入対象期間開始
- ・令和9年1月15日 ポイント等交付に係る購入対象期間終了
- ・令和9年1月31日 ポイント等交付申請受付終了
- ・令和9年2月14日 ポイント等交付完了
- ・令和9年3月1日 受託者から県へ実績報告書を提出（委託業務完了報告、委託業務経費使用明細書等）

5 委託料の支払い等

契約締結後、受託者から請求があった場合、県は必要な経費を支払計画に基づき概算払いすることができる。

6 成果品の提出等

(1) 成果品

- ア 実績報告書（購入者及び店舗向けアンケート集計結果、事業効果（CO₂削減量等）を含む）
- イ A4版紙媒体（ドッジファイル）2部（正・副）及びDVD等の光学媒体1枚
- イ 業務実施にあたり収集及び作成したデータを収納したDVD等の光学媒体1枚

(2) 提出期限

令和9年3月1日（月）

(3) 提出場所

沖縄県環境部環境再生課

7 著作権

- (1) 受注者は、本業務の成果品が第三者の著作権その他の権利を侵害していないことを保証し、万が一第三者からの権利侵害に関する訴えが生じた場合には、受託者の責において解決するものとする。
- (2) 成果品については、成果品に関する著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）及び所有権を含めて、すべて県に帰属するものとする。

- (3) (2)において帰属した権利を保有した成果品（著作物）については、県及び県から正当に権利を取得した第三者が使用する場合において、受託者の承諾なく自由に使用できるものとする。
- (4) 受託者は、県及び県から正当に権利を取得した第三者に対し、著作者人格権（公表権、氏名表示権、同一性保持権）を行使しない。

8 その他

- (1) 受託者は、本業務の目的を十分に理解した上で業務を遂行すること。
- (2) 本業務の実施にあたり、県と連絡調整を十分に行い、円滑に業務を実施すること。
- (3) 本業務の実施により知り得た個人情報について、漏えい等の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じるとともに、本業務の目的以外で利用し、または第三者に提供してはならない。
- (4) 本業務の遂行にあたっての再委託については、次のとおりとすること。

ア 一括再委託等の禁止

受託者は、本業務の全部を一括して第三者に再委託することを禁止する。また、本業務を分割し、その全部を第三者に再委託することも禁止する。

イ 契約の主たる部分の再委託の禁止

本業務の契約の主たる部分を第三者に再委託することを禁止する。契約の主たる部分とは、契約金額の2分の1を超える業務、本業務に係る企画判断、管理運営、指導監督、確認検査など統轄的かつ根幹的な業務を言う。

ウ 再委託の承認

再委託は、前ア、イに該当しない場合に限り実施できるものとし、受託者は県に再委託の承認申請書を提出し、原則として事前に書面による承認を受けることとする。

ただし、以下の容易かつ簡易なものを再委託する場合は、再委託の申請・承認を省略できるものとする。

- ① 資料の収集・整理
- ② 複写、印刷、製本
- ③ 原稿・データの入力帶集計

- (5) 本事業の実施に要した経費は、帳簿及びすべての証拠書類を備え、常に収支の状況を明らかにし、本事業の完了日が属する年度の終了後5年間保存しなければならない。
- (6) 受託者は、本業務の実施過程で発生した障害や事故については、大小にかかわらず県に報告し指示を受けるとともに、早急に対応を行うものとする。
- (7) 本仕様書に定めのない事項又は業務上疑義が生じたとき並びに本仕様書により難い事由が生じたときは、両者協議により決定すること。
- (8) 委託料については、業務に係る全ての経費を含むものとする。